

【取組の概要】

自主防災組織は、自助、共助、公助による地震・津波災害に強いまちづくりを実施する上で、特に共助の担う重要なメンバーです。住民、自主防災組織及び地方公共団体が連携を深めることが重要です。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

・地方公共団体が自主防災組織と主に連携する事項は、以下のとおりです。

①津波ハザードマップ及び地区津波避難計画策定

：タウンウォッチングやワークショップ等を行い、住民参画のもと、津波ハザードマップ及び地区津波避難計画を策定します。

②津波避難ビルの指定

：自主防災組織が事前にビル所有者と話し合い津波避難ビル指定の内諾を得てもらいます。後に、地方公共団体が津波避難ビルとしての確認と指定を行うこととなります。指定の際には、地方公共団体とビル所有者等で協定書の締結を行います。

③防災訓練の実施

：自主防災組織が単独、もしくは複数の自主防災組織・関係機関等との合同で防災訓練を企画と実施をします。また、地方公共団体は防災訓練の支援をする必要があります。

④災害時要援護者対策

：地区内の災害時要援護者の把握を行い、戸別の支援方法を災害時要援護者及び地方公共団体の関係者を含め検討する必要があります。

⑤防災教育の実施 等

：防災講演会、先進地視察等を企画と実施をします。また、地方公共団体は講演会等の防災教育に対して支援する必要があります。

【事例】

○静岡県吉田町の取組

・津波避難ビル指定の自主防災組織による提案

- ・吉田町では、津波避難ビルを指定する際、自主防災組織からの提案を受け、町が確認して指定しています。

○三重県尾鷲市の取組

・自主防災組織との役割分担

- ・尾鷲市では「自分の命は自分で守る」また「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、地域住民と協働で自助・共助・公助による役割分担を進めています。
- ・一般的に防災対策が過度に行政依存をしている傾向にある中で、住民自らの意思で行動し、自ら災害に備える「自主的な自助」「自主的な共助」への意識改革を図り、災害から身を守る最も効果的な「早めの避難についての体制構築」を支援してい

ます。

- ・災害時要援護者への支援については、地域住民のみならず関係する団体なども参画し地域の実情に即した具体的な災害時要援護者支援体制についての構築を進めています。

防災訓練・防災講話実施状況

平成17年度	33回	1,804人
平成18年度	19回	675人
平成19年度	27回	1,349人
平成20年度	40回	4,636人
平成21年度	60回	4,946人
5年間で延べ	179回	13,410人

- ・尾鷲市の自主防災組織は、平成24年12月現在78組織あり、組織率は95%以上です。区長や班長には、個人情報渡し、避難行動につなげています。